

# 利用者のために

## 〔 〕 調査の概要

### 1 調査の沿革

我が国は、昭和25年の1950年世界農業センサス以降10年ごとに国際条約に基づく世界農業センサス（1960年からは林業センサスも同時実施）を行うとともに、その中間年には我が国独自の農業センサスを実施している。今回からは、これまで10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして5年周期で実施することとなった。2005年農林業センサスは、農業が12回目、林業が6回目の調査となる。

沖縄県における農林業センサスは次のとおり実施されており、平成16年12月に実施された今回センサスは10回目にあたる。第3回目までは琉球政府が独自に行い、第4回目以降は復帰に伴い全国一斉に行われている。

第1回目	1950年世界農業センサス（昭和26年2月実施）
第2回目	1965年農業センサス（昭和39年4月実施）
第3回目	1970年世界農林業センサス（昭和46年10月実施）
第4回目	1975年農業センサス（昭和49年12月実施）
第5回目	1980年世界農林業センサス（昭和54年12月実施）
第6回目	1985年農業センサス（昭和59年12月実施）
第7回目	1990年世界農林業センサス（平成元年12月実施）
第8回目	1995年農業センサス（平成6年12月実施）
第9回目	2000年世界農林業センサス（平成11年12月実施）
第10回目	2005年農林業センサス（平成16年12月実施）

### 2 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

なお、本調査は統計法に基づく指定統計で、農林水産省からの委託事業であり、調査結果は別途農林水産省から刊行されるが、本報告書は沖縄県の調査結果のうち農林業経営体調査についてまとめたものである。

### 3 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

### 4 調査の期日

平成16年12月1日現在（他の都道府県は、平成17年2月1日現在）

### 5 調査の体系

沖縄県における2005年農林業センサスの調査体系は下表のとおりである。

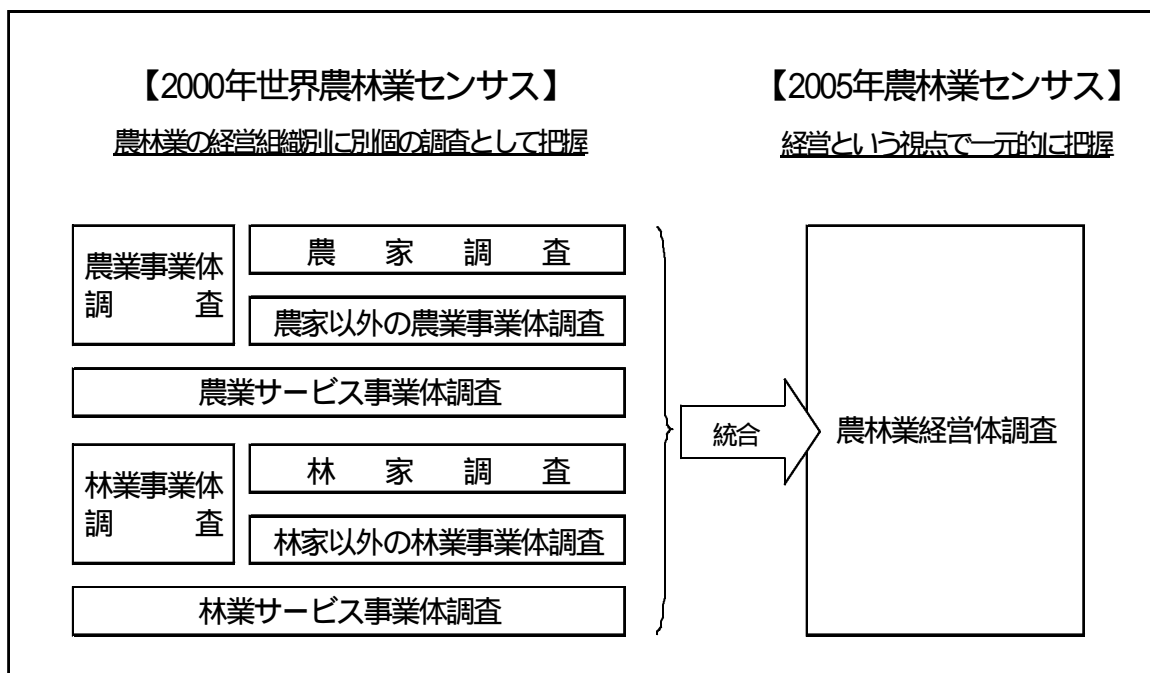
調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査方法
農林業経営体調査	沖縄県全域のすべての農林業経営体	農林水産省   県   市町村   指導員   調査員	調査客体の自計申告
農山村地域調査	県内すべての市町村及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く県内すべての農業集落	農林水産省   沖縄総合事務局   統計・情報センター	他計申告及び行政記録の活用

なお、このうち沖縄総合事務局系統で実施した農山村地域調査の結果は、本報告書には収録していない。

### 6 調査の主な変更点

2005年農林業センサスでは、近年の農林業情勢の変化に対応し、多様化した農林業の構造等を的確に把握するため、調査体系、調査対象の概念・定義、調査内容等について抜本的な見直しを行っている。このため、一部の調査項目において2000年世界農林業センサスまでの結果と直接比較ができないものがあるので、データの利用にあたっては十分留意されたい。

- (1) 農林業経営を的確に把握するために、これまでの世帯（農家及び林家）に着目した調査から経営に着目した調査体系に改めた。
- (2) 法人化、集落営農等を含む農業経営の組織化の動きを的確に捉えるため、個人・組織・法人等多様な担い手を一元的かつ横断的に捉える調査体系に変更した。
- (3) 地域における農林業の実態を総合的に捉えるため、前回の農業及び林業に関する6つの調査を統合し「農林業経営体調査」として一本化した。



## 〔 〕 農業集落の区域の認定

農業集落とは、市町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことで、「村」、「区」、「班」などと呼ばれているものである。

農業集落は、農林業経営体調査の結果を集計・表章するための最小単位であり、本県では従前より市町村の設定する、いわゆる行政区の区域を農業集落の区域として認定してきた。これは、行政区が一部市街地のようなところは別として公民館を中心に独自の自治的管理機能を果たしてきており、集落としての共同体的社会集団とみることができたからである。

今回センサスにおいても基本的な認定方針は従来と変わらないが、統計の連続性の観点から、市町村の行政区の設定替えに伴い農業集落の区域が大きく変更されることのないように、特別な場合を除き前回センサスを踏襲することとしている。

都市地区などにおいて、農業集落の全域が市街化区域に含まれる場合は農山村地域調査の調査対象から除かれているが、農林業経営体調査では一般の農業集落と同様の扱いである。

## 〔 〕 主な用語の解説

### 1 農林業経営体

- (1) **農林業経営体**とは、平成16年12月1日（他の都道府県は平成17年2月1日）現在、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

露地野菜作付面積 . . . . . 15 アール

施設野菜栽培面積 . . . . . 350 平方メートル

果樹栽培面積 . . . . . 10 アール

露地花き栽培面積 . . . . . 10 アール

施設花き栽培面積 . . . . . 250 平方メートル

搾乳牛飼養頭数 . . . . . 1 頭

肥育牛飼養頭数 . . . . . 1 頭

豚飼養頭数 . . . . . 15 頭

採卵鶏飼養羽数 . . . . . 150 羽

ブロイラー年間出荷羽数 . . . . . 1,000 羽

その他 . . . . . 調査期日前1年間における農業生産物の  
総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（保有山林）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林若しくは伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

- (2) **農業経営体**とは、(1)「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (3) **農業経営体のうち家族経営**とは、(2)「農業経営体」のうち個人経営体（農家）及び法人経営体のうち、一戸一法人をいう。

- (4) **林業経営体**とは、(1)「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

### 2 組織形態

- (1) **農事組合法人**とは、農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図るこ

とにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

- (2) **会社**とは、株式、有限、合名及び合資の会社組織と相互会社をいう。相互会社とは、保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
- (3) **農協**とは、農業協同組合法に基づく農業協同組合、農業協同組合の連合組織が該当する。
- (4) **森林組合**とは、森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
- (5) **その他の各種団体**とは、農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。
- (6) **その他の法人**とは、公益法人（財団法人及び社団法人）などが該当する。
- (7) **地方公共団体**とは、都道府県、市町村が該当する。財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

### 3 農家

- (1) **農家**とは、平成16年12月1日（他の都道府県は平成17年2月1日）現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。
- (2) **農業を営む**とは、営利又は自家消費のため耕種、養蚕、養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
- (3) **販売農家**とは、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- (4) **自給的農家**とは、経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

### 4 経営耕地

- (1) **経営耕地**とは、調査期日現在で農家及び農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
- (2) 経営耕地とするかどうかについては次によった。
  - ア よそから借りている耕地は、届け出の有無に関係なく、また、口頭の貸借契約によるものも、すべて借り受けている方の経営耕地（借入耕地）とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借り入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している方の経営耕地（借入耕地）とした。

ウ 耕起又は刈り取り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う経営体に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に2作した耕地であって、うち1作だけの期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた側の経営耕地とした。

調査期日前1年間に1作しかしなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とせず、貸付耕地とした（借り受けた側の経営耕地となる）。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

カ 共有の経営耕地を割地して各戸で耕作している場合や、官公有地、軍用地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

キ 協業経営している耕地は、自分の土地であっても、自家の経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

ク 他市町村に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその家の経営耕地とした。したがって、市や町の経営耕地面積として計上されているものは、その市や町に居住している経営体が経営している耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

(3) 耕地とみなすかどうかについては、次によった。

ア 耕地面積には、けい畔を含めた。傾斜地の耕地の面積は、その斜面の面積ではなく水平面積を計上した。

イ 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する明確な意志のある土地は耕地とした。しかし、過去1年間以上作物を栽培せず、しかもここ数年の間に再び耕作する明確な意志のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。

ウ 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査時点までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

エ 宅地内でも1アール以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

オ ハウス・ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで、地表から植物体が遮断されている場合やきのこ栽培専用のものの敷地は、耕地とはしなかった。

カ 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

キ 植林用苗木を栽培している土地も耕地とした。

ク 肥培管理を伴うたけのこ、山茶、うるしなどの栽培地も耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない）。

## 5 農業経営組織別分類

**単一経営経営体**とは、農産物販売金額 1 位部門の販売金額が総販売金額の 8 割以上を占める経営体をいう。

**準単一複合経営経営体**とは、農産物販売金額 1 位部門の販売金額が総販売金額の 6 割以上 8 割未満の経営体をいい、**複合経営経営体**とは、同じく 6 割未満の経営体をいう。

## 6 主副業別分類

- (1) **主業農家**とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。
- (2) **準主業農家**とは、農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。
- (3) **副業的農家**とは、65歳未満の自営農業従事60日以上の子がいらない農家をいう。また、調査期日前1年間に農産物を販売しなかった等、農業所得のない農家については、農外所得との比較ができないため、副業的農家に分類した。

## 7 専兼業別分類

- (1) **専業農家**とは、子帯員の中に兼業従事者1人もいない農家をいう。  
専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる子帯」とは、男子15～64歳の子帯員がいる子帯のことである。
- (2) **兼業農家**とは、子帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。  
**第1種兼業農家**とは農業を主とする兼業農家、**第2種兼業農家**とは農業を従とする兼業農家をいう。この場合の主従は家としていずれの所得が多いかによって定めることとしている。
- (3) ここでいう**兼業従事者**とは、調査期日前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は調査期日前1年間の販売金額が15万円以上ある農業以外の自営業に従事した者のことである。

- (4) 兼業農家のうち世帯主農業主とは、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯主がいる農家又は兼業に従事した世帯主のうち農業が主の農家をいう。

世帯主兼業主とは、兼業に従事した世帯主のうち兼業が主の農家をいう。

## 8 世帯員

- (1) 世帯員とは、原則として住居と生計を共にしている人のことである。
- (2) 出稼ぎ、行商、入院療養等で調査期日現在その家になくても生計を共にしている人、その家で養っている身寄りのない老人や子供のように世帯員との血縁又は姻戚関係がなくても一緒に住み生計を共にしている人などを含む。ただし、家族であっても、勉学や就職のためふだんよそに住み生活している人（農業研修等で1年未満の短い期間よそに出ている人は世帯員に含める。）、親戚や知人から就学などのため一定期間預かっている子弟や下宿人、住み込みの雇い人等は含めない。
- (3) 農林業センサスにおける世帯員の規定は、次のように国勢調査の規定と若干異なっているので留意する必要がある。

ア 農林業センサスでは、調査期日現在出稼ぎなどで家にいない人でも、不在期間が1年未満の場合は世帯員としている。しかし、国勢調査では不在期間が3か月以上にわたるような出稼ぎをしている人などは、その家の世帯員とせず、出稼ぎ先で調査することとなっている。

イ 農林業センサスでは、住み込みの雇い人は世帯員としないこととしているが、国勢調査では営業のための住み込みの雇い人及び家事使用人はいずれも世帯員に含めることとなっている。

ウ このように両調査の規定が異なっているのは次のような理由による。

(ア) 国勢調査の第1のねらいは、調査時点での人口を正確に把握することであるため、このように規定することがその目的達成に最も適している。

(イ) しかし、農林業センサスで世帯員を調査する第1のねらいは、その家が専業農家であるか、あるいはどのような兼業に依存している農家かなど、農家の経済的正確を区分することにある。この目的を達成するには上記のように規定しないと、例えば、出稼ぎに依存している農家が統計上専業農家に分類されるなど実態を正確に反映しなくなる。

また、住み込みの雇い人は、世帯員の家族と住居は共にしているが生計を共にしているとは考えられない。したがって、こうした者を世帯員に入れると上記の場合と同様、農家の性格区分などを行うことができなくなる。

- (4) 世帯主とは、その家の経済的責任者（その家の生計について責任を持つ者）をいう。農業経営者とは、その世帯の農業経営に責任を持つ者をいう。



**農業後継者**とは、満15歳以上の世帯員のうち、次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者（予定者を含む）をいう。

## 9 就業状態の区分

- (1) 15歳以上の世帯員について、調査期日前1年間の就業の実績により就業状態を区分したものである。
- (2) 国勢調査では、調査期日前1週間、労働力調査では月末の1週間の就業の実績により区分することを原則としているが、農家世帯員の就業は季節的な変化が著しく、特に12月1日（他の都道府県は2月1日）前1週間の実績に基づいて区分したのでは、農家世帯員の就業の実態にほど遠いものとなるので、調査期日前1年間の実績に基づくこととしている。
- (3) 就業状態の区分は、調査期日前1年間の農業とその他の仕事についての従事状況と、ふだんの主な状態の組み合わせによった。

## 10 農業労働力

- (1) **農業従事者**とは、満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも自営農業に従事した者のことである。
- (2) **農業就業人口**とは、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。したがって、年間農業にわずかしか従事していない者でも、兼業従事日数より多ければここに計上されているので留意する必要がある。
- (3) **基幹的農業従事者**とは、農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。
- (4) **農業専従者**とは、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。なお、調査期日前1年間の自営農業従事日数が60～150日未満の者を準農業専従者という。
- (5) **農業投下労働規模別分類**とは、農業経営に投下された総労働量（世帯員、雇用労働、手伝い等の合計）を標準化した値で比較するため、年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値で分類したものである。

## 11 作物、家畜

- (1) 販売目的の作物の作付（栽培）面積とは、販売を目的として作付け（栽培）した面積であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない（販売目的で作付けしたものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた）。

また、家畜についても販売を目的とするものとした。

- (2) 家畜の飼養頭羽数は、調査期日現在のものであり、ブロイラーの出荷羽数は調査期日前1年間のものである。

## 〔 〕 利用上の注意

### 1 数値及び記号について

#### (1) 数値

数値は単位未満を四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しない場合がある。また、解説の説明文中の構成比についても、四捨五入の関係で比率の合計が100%にならない場合がある。

#### (2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」又は「0.0」 単位に満たないもの（例：0.4ha 0ha）

「-」 調査は行ったが、事実がないもの

「…」 事実不詳又は調査を欠くもの

「」 減少したもの

「x」 秘密保護上数値を公表しないもの

### 2 その他

- (1) 本調査では、自給的農家等は実査の対象範囲としていないため、「自給的農家」、「総農家」及び「土地持ち非農家」の戸数、経営耕地面積、耕作放棄地面積等については「調査客体候補名簿」の情報を基に集計したものである。
- (2) 沖縄県の調査期日は、平成16年12月1日現在で実施しているが、結果表章については平成17年と表示する。以下、前回までの調査も同様の扱いとする。